別表第二第六号の項の次に次のように加える。

六の二　別表第一区分番号１０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）及び（Ⅲ）が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者及び介護老人福祉施設入所者については、認知症でない患者（別表第一区分番号１０１６に掲げる精神科重傷者早期集中支援管理料を算定する者を除く。）に限り、算定できる。

別表第二備考中第十七号を第十九号とし、第十四号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四　この表において「ターミナルケア加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の３の注12に規定するターミナルケア加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表の１の注10に規定するターミナルケア加算及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の８のチに規定するターミナルケア加算をいう。

十五　この表において「看取り加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の10の注７に規定する看取り介護加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の５の注５、別表の６の注６及び別表の７のワに規定する看取り介護加算並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の１のルに規定する看取り介護加算をいう。

○厚生労働省告示第百十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十九条第四項第一号の規定に基づき、指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者（平成四年厚生省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月二十六日　厚生労働大臣　田村　憲久

第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

○環境省告示第四十九号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十二条の規定に基づき、障害補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

平成二十六年三月二十六日　環境大臣　石原　伸晃

年齢階層	性別 男子	性別 女子
昭和五十九年四月二日以降に生まれた者	二二一、一〇〇円	一九一、三〇〇円
昭和五十四年四月二日から昭和五十九年四月一日までの間に生まれた者	二五六、四〇〇円	二〇二、二〇〇円
昭和四十九年四月二日から昭和五十四年四月一日までの間に生まれた者	二八九、六〇〇円	二一〇、八〇〇円
昭和四十四年四月二日から昭和四十九年四月一日までの間に生まれた者	三二〇、九〇〇円	二一九、五〇〇円
昭和三十九年四月二日から昭和四十四年四月一日までの間に生まれた者	三五三、八〇〇円	二一九、一〇〇円
昭和三十四年四月二日から昭和三十九年四月一日までの間に生まれた者	三六一、五〇〇円	二一五、五〇〇円
昭和二十九年四月二日から昭和三十四年四月一日までの間に生まれた者	三三九、〇〇〇円	二〇二、五〇〇円
昭和二十四年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	二三五、六〇〇円	一七三、四〇〇円
昭和十九年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	二一八、六〇〇円	一六六、六〇〇円
昭和十九年四月一日以前に生まれた者	二三二、二〇〇円	一七六、八〇〇円

附　則

1　この告示は、平成二十六年四月以降の月分の障害補償費について適用する。ただし、平成二十六年三月以前の月分の障害補償費については、なお従前の例による。

2　平成二十五年三月環境省告示第三十四号（公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第一項の障害補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。

○環境省告示第五十号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第三十一条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十七条の規定に基づき、遺族補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

平成二十六年三月二十六日　環境大臣　石原　伸晃

年齢階層	性別 男子	性別 女子
昭和五十九年四月二日以降に生まれた者	一九三、五〇〇円	一六七、四〇〇円
昭和五十四年四月二日から昭和五十九年四月一日までの間に生まれた者	二二四、四〇〇円	一七六、九〇〇円
昭和四十九年四月二日から昭和五十四年四月一日までの間に生まれた者	二五三、四〇〇円	一八四、四〇〇円
昭和四十四年四月二日から昭和四十九年四月一日までの間に生まれた者	二八〇、八〇〇円	一九二、〇〇〇円
昭和三十九年四月二日から昭和四十四年四月一日までの間に生まれた者	三〇九、六〇〇円	一九一、八〇〇円
昭和三十四年四月二日から昭和三十九年四月一日までの間に生まれた者	三一六、三〇〇円	一八八、六〇〇円
昭和二十九年四月二日から昭和三十四年四月一日までの間に生まれた者	二九六、七〇〇円	一七七、二〇〇円
昭和二十四年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	二〇六、二〇〇円	一五一、七〇〇円
昭和十九年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	一九一、三〇〇円	一四五、七〇〇円
昭和十九年四月一日以前に生まれた者	二〇三、二〇〇円	一五四、七〇〇円

附　則

1　この告示は、平成二十六年四月以降の月分の遺族補償費及び平成二十六年四月一日以降に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金について適用する。ただし、平成二十六年三月以前の月分の遺族補償費及び平成二十六年三月三十一日以前に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金については、なお従前の例による。

2　平成二十五年三月環境省告示第三十五号（公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第一項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）